

# 令和6年度第2回 通常総会議事録

1 日 時 令和7年2月18日(火) 午後4時25分

2 場 所 沖縄県市町村自治会館4階 401~403会議室

3 出席者 別添、出席者名簿のとおり

4 役員 高良常務理事、大城事務局長、古堅事務局次長、稲嶺事務局次長  
奥原総務課長、植木企画電算課長、喜友名保険者支援課長  
川満審査課長、岸本業務管理課長、翁長介護福祉課長

5 議 題  
(専決報告事項)

- 専決報告第2号 沖縄県国民健康保険団体連合会財政積立金規程の一部改正について
- 専決報告第3号 沖縄県国民健康保険団体連合会国保会館減価償却積立金規程の一部改正について
- 専決報告第4号 沖縄県国民健康保険団体連合会施設整備積立金規程の一部改正について
- 専決報告第5号 沖縄県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正について
- 専決報告第6号 沖縄県国民健康保険団体連合会減価償却引当資産管理運用規程の一部改正について
- 専決報告第7号 沖縄県国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部改正について
- 専決報告第8号 沖縄県国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部改正について
- 専決報告第9号 沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計経理規則の一部改正について
- 専決報告第10号 沖縄県国民健康保険団体連合会電子計算機減価償却積立金規程及び沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健関係電子計算機等減価償却積立金規程の廃止について
- 専決報告第11号 沖縄県国民健康保険団体連合会収益事業特別会計運営資金積立金規則の新設について
- 専決報告第12号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
- 専決報告第13号 沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築準備資金積立金の積立額について
- 専決報告第14号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算(第2回)について
- 専決報告第15号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計

	(業務勘定)歳入歳出補正予算(第2回)について
専決報告第16号	令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第2回)について
専決報告第17号	令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第1回)について
専決報告第18号	令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第1回)について
専決報告第19号	令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第1回)について
専決報告第20号	令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第1回)について
専決報告第21号	令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会収益事業特別会計歳入歳出補正予算(第1回)について
	(議決事項)
議案第17号	沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について
議案第18号	沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険関係業務特別会計経理規則の一部改正について
議案第19号	沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計経理規則の一部改正について
議案第20号	沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事務共同処理規則の一部改正について
議案第21号	沖縄県国民健康保険団体連合会療養費(柔道整復療養費、はり、きゅう及びあん摩マッサージ療養費)患者調査事業規則の一部改正について
議案第22号	令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業計画について
議案第23号	令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
議案第24号	令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築準備資金積立金の積立額について
議案第25号	令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
議案第26号	令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
議案第27号	令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
議案第28号	令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
議案第29号	令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
議案第30号	令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について

- 議案第 31 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払  
特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 32 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会収益事業特別会計歳入歳出予  
算について
- 議案第 33 号 沖縄県国民健康保険団体連合会役員を選任について

司 会

みなさま、こんにちは。  
ただいまより、令和6年度第2回 通常総会を開催いたします。  
本日の司会を務めます 総務課の「佐藤 多希子」です。  
よろしく申し上げます。

会議を始めます前に、配付資料を確認します。  
本日の資料は、6点でございます。  
まず、①「令和6年度第2回 通常総会議案書」、  
次に、②「資料1 令和6年度第2回通常総会 説明資料」  
③「資料2 令和6年度収支予算書」  
④「資料3 令和6年度収支補正予算書」  
⑤「資料4 令和7年度収支予算書」  
⑥「資料5 新会館建築の進捗状況報告」  
です。

不足があればお申し出ください。

<配付資料の確認>

よろしいでしょうか。  
それでは、本日の出席状況について、ご報告いたします。  
本日の出席状況は、本人等の出席が 27 名  
書面出席が 14 名でございます。  
よって、国民健康保険法施行令第13条及び第26条の規定により定  
足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたしましたことをご報  
告申し上げます。

開会にあたり、本会理事長 <sup>いしみね</sup>石嶺 <sup>でんじつ</sup>傳實 読谷村長からご挨拶を申し  
上げます。

理事長  
石嶺傳實  
読谷村長

本日は、年度末の大変お忙しい中、本総会へご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、令和7年は団塊の世代がすべて後期高齢者となる一方で、少子化は歯止めがかからず、生産年齢人口の減少が続いています。こうした人口構造の変化の影響等により、市町村国保の被保険者数も減少するなど、我が国の社会保障制度やその根幹を成す国民健康保険事業を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。

国においては、全世代型社会保障構築を目指し、全国医療情報プラットフォームの創設など医療DX（ディ・エックス）の推進や、医療費適正化に引き続き取り組むこととしており、その方針に沿った対応として、都道府県をはじめとする保険者においては「第4期医療費適正化計画」等に基づく取り組みが実施されております。

このような中、本会においては、標準システムのクラウド化やデジタル時代への対応と保険者の支援を積極的に進めるとともに、本会の基幹業務である審査支払事業をはじめ、関連するシステムと連携し、事業を円滑に実施していきます。

また、沖縄県国保の財政状況については、決算補てん等目的の法定外繰入や次年度からの繰上充用に頼る財政運営となっている市町村があるなど、依然として厳しい状況が続いていることから、昨年11月に、沖縄県、県市長会、県町村会ら関係団体と共に国に財政支援を要請してまいりました。

社会の変化や厳しい財政状況のもと、国が打ち出す施策の動向を注視しつつ、保険者の期待に応えられるよう努めてまいります。

最後に、本日の議案は、専決報告事項20件、議決事項17件となっております。議案につきましては、去る2月6日の理事会で慎重に審議し、本総会へ提出しておりますので、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

司 会

それでは、議長の選出に移らせていただきます。

議長は、国民健康保険法施行令第12条の規定により総会で選挙することになっております。どなたか立候補又は推薦する方がいらっしゃいますか。

北中城村  
比嘉村長

嘉手納町の當山 宏 町長を推薦します。

只今、嘉手納町 當山 宏 町長 を推薦する声がありますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。

ご異議がございませんので、

議長に嘉手納町 當山 宏 町長 を選出したいと存じます。

當山町長、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、議長に選出されました嘉手納町の當山でございます。

本日の議案審議が、円滑に運ばれますよう皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議事録署名人につきましては、国民健康保険団体連合会規約第18条の規定により、議長があたることになっております。

それでは、これより議事を進めてまいります。

はじめに、専決報告第2号から第21号までを議題とします。

事務局の説明を求めます。

稲嶺  
事務局次長

事務局次長の「稲嶺 安洋」です。

これからの説明は、資料1「説明資料」により、ご説明します。お手元にご準備をお願いします。

この説明資料は、頁の右端に、括弧書きで議案書の頁番号を記載しておりますので、議案書に目を通される際にご活用ください。

なお、これからの説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略し、数字につきましては、千の単位で説明します。

稲嶺  
事務局次長

それでは、1頁をお開きください。

専決報告第2号から第21号までの計20件の改正は、「法人税法施行令等の改正」に伴う対応です。

まず、今回の法人税法施行令等の改正内容についてご説明いたします。

1は、「法人税法施行令等の一部を改正する政令等の一覧」です。それぞれの改正や通知の内容を示しております。

まず、法人税法施行令等の一部を改正する政令については、1-1のとおり、令和6年3月30日に公布され、

実際の手続きに必要な厚生労働省の通知等は、1-2、1-3、1-4そして、2頁をお開きください。1-5が令和6年12月13日に通知されました。

当初、今回の対応においては理事会・総会を開催してお諮りする予定としていましたが、最終的な通知等が、申請期限の12月27日の2週間前に発出されたため、理事会及び総会を開催する暇がなく、理事長専決で決裁したうえで12月26日に申請を行いました。

「2」は、今回の税制改正における主な変更点となりますが、

- 1 収益事業から除外されるには、厚生労働省に対して5年に1度申請手続きを行い、証明書の発行を受ける。
- 2 積立資産の積立を行う場合には、積立必要額を明確化し、積立計画書を厚生労働省に提出する。
- 3 全連合会共通の積立上限額は撤廃され、今後は連合会ごとに積立上限額を設定して積立を行う。また、積立資産の洗い替え方式による会計処理は不要。
- 4 毎年度、厚生労働省に対して、予算・決算の状況と積立計画(実績)の状況を報告し、適正に処理されていることの確認を受ける。

3頁をご覧ください。

- 5 厚生労働大臣の証明を受けた事業（以下、「証明事業」とい

う。)において剰余が生じた場合には、同剰余額を翌年度の手数料等委託料から減額(相殺)する。

6 要件を満たさずに収益事業と整理された請負業については、次の①か②のどちらかの対応を行う。

こととされており、本会は①の法人税の申告・納付の対応を行います。

7 各事業の内容に基づき、収益事業と証明事業の明確な切り分けを行う。

といった点が主な改正内容となります。

「3」は、収益事業と非収益事業の取扱いに係る変更点で、

「4」は、剰余の扱いについてとなりますが、これまでの説明と同様な内容になりますので、説明は省略いたします。

4 頁をお開きください。

この図は、今回の改正等に伴う本会各会計の変更点を表した図です。

一般会計においては、証明事業や収益事業は経理しないこと。非収益事業特別会計は、厚生労働省の証明を受けたうえで、証明事業特別会計となること等により、

黄色の①のとおり、一般会計で経理していた一部事業を証明事業特別会計へ移動したことや、②のとおり、特定健康診査・特定保健指導等特別会計の一部事業を収益事業特別会計へ移動、③独自会計とされていた母子保健健康診査費審査支払特別会計を収益事業として区分、④証明事業と証明事業以外の会計の積立金を区分したこと、等が主な変更点となります。

5 頁をご覧ください。

ここからは、専決報告事項の内容となります。

まず、専決報告第2号から第13号までは、法人税法施行令等の改正に伴う本会規程等の改正及び財産の処分等で、一般会計、収益事業特別会計、証明事業特別会計の明確な区分や、それぞれの会計で経理する積立資産の整理等を行いました。

各専決報告の主な改正内容は、表1)に記載しております。

6 頁をお開きください。

表2は、専決報告第14号から第21号までの、各会計の補正予算における主な補正内容の一覧表で、法人税法施行令等改正に伴う本会規程の



改正等に基づき、一般会計、証明事業特別会計、収益事業特別会計で経理する予算の整理及び令和6年度の積立資産を積立てるための補正を行いました。

それぞれの補正内容については、表2)に記載しております。

7頁をご覧ください。

表3は、専決報告第5号の「財政調整基金積立資産」の上限額で、積立試算の上限額は、不測の事態にあっても、当面の間、事業の継続が可能となると見込まれる額として、手数料等の16.7%としました。

8頁をお開きください。

表4は、専決報告第8号の「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」の上限額で、これはA、国保中央会から示される標準システムの開発費及び保守運用費の合計額、B、減価償却引当資産の上限額に物価高騰を考慮した率9.91%を乗じた額、C、新規に開発するシステム又は調達する機器の額の合計額を上限としました。

9頁をご覧ください。

表5は、専決報告第6号の減価償却引当資産の上限額で、これは本会が保有する電算機器の購入、開発等の減価償却費の累積額が上限額となります。

また、今回の対応及び補正に関連する、令和6年度の収支予算書及び収支補正予算書を、資料2、資料3として配布しておりますので、後ほどご覧ください。

以上のとおり専決報告第2号から第21号までは、業務執行上緊急を要しましたので、国民健康保険法第86条を準用する同法第25条第2項及び本会規約第32条第2項の規定に基づき、専決処分としました。

以上、よろしく申し上げます。

議

長

只今、事務局の説明が終わりました。  
質問がありましたらよろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議

長

それではお諮りします。  
専決報告第2号から第21号まで、承認することにご異議ありません

か。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、ただいまの 20 件は承認されました。

次は、議決事項の審議に入ります。  
議案第 17 号から第 21 号までを一括議題とします。  
事務局から説明してください。

古堅  
事務局次長

事務局次長の「古堅 一也」です。  
ここからの説明は、議案書により説明いたします。  
議案書 87 頁をお開きください。

議案第 17 号の改正は、法人税法施行令等改正に伴い、医療費助成事業を証明事業として経理するための改正です。

89 頁をお開きください。

議案第 18 号の改正は、業務勘定の歳入区分の整理及び介護保険法第 176 条第 2 項第 1 号の規定による第三者行為求償事務を経理するための改正です。

91 頁をお開きください。

議案第 19 号の改正は、業務勘定の歳入区分の整理及び国庫支出金を経理するための改正です。

93 頁をお開きください。

議案第 20 号の改正は、本会が介護給付適正化にかかる点検業務を保険者から受託するための改正です。

97 頁をお開きください。

議案第 21 号の改正は、郵便料金の改定に伴う手数料の改正です。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

< 進行の声あり >

議 長 お諮りします。  
議案第17号から第21号まで、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、ただいまの5件は可決されました。

次は、議案第22号を議題とします。  
事務局から説明してください。

大城 事務局長の「大城 博之」です。  
事務局長 それでは、100頁をお開きください。

「令和7年度事業計画」の「I 事業基本方針」です。  
下線部分を読み上げて説明と致します。

国民健康保険制度は、医療費の増加等により一層厳しさを増しています。

国は、保健・医療・介護の情報を共有する「全国医療情報プラットフォーム※1」の構築や電子カルテ共有サービス※2や予防接種事業のデジタル化を実現するとしています。

沖縄県をはじめとする県内保険者は、国保事業の安定的な運営・負担の公平化・医療費適正化等を目指し、さまざまな施策を実施しています。

令和7年度の本会の事業運営は、保険者が運営方針に定める施策の実施に関し必要な協力を行うとともに、保険者ニーズの把握に努め、効率的・効果的に事業を実施します。

まず各種システム間の連携及び関係機関との連携を強化します。  
また、保険給付の適正な実施や保険者努力支援制度の評価指標達成等を引き続き支援します。

加えて、IT化の推進による保険者の医療費分析の支援、壮年期の生活習慣病予防及び高齢者のフレイル予防等の支援を実施します。

さらに、本会が予防接種費用の市町村への請求、医療機関への支払い業務を担うことから、業務開始に向けた準備を進めてまいります。

各事業につきましては、主なものを102頁の「Ⅱの事業計画」で、各担当課長からご説明します。

奥原  
総務課長

総務課の「奥原 葉子」です。  
それでは、102頁をお開きください。

1「本会運営に関する事業」では、法令、規約等に基づき(1)の総会から(6)の部内監査を適正に実施します。

(7)は、本会が設立50周年を迎えることから、これを記念した行事として設立50周年記念式典を7月25日に開催します。

続いて2「国保制度改善強化推進事業」では、国保制度の安定化を図るため、全国の国保関係者と連携し、引き続き要請活動に積極的に参加します。

喜友名  
保険者支援  
課長

保険者支援課の「喜友名 均」です。

3「育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で、

(1)の各種研修会の開催、103頁の(2)の各地区国保協議会、都市国保研究協議会への参加及び支援を行います。

4「保険者支援・共同事業」では、保険者の医療費適正化事業、広域的な事業及び小規模保険者等を支援する事業として、

(1)から(3)までの事業を実施します。

104頁をお開きください。

5「保健事業に関する事業」では、市町村の保健事業活動を支援する

ため、(1) から (5) までの事業を実施します。

(6) の特定健診等データ管理システムのクラウドリフト準備では、令和8年4月の本稼働に向け、準備を進めてまいります。

川満  
審査課長

審査課の「川満 達也」です。

6の「診療報酬審査事業」では、療養担当規則、診療報酬点数表等に基づき、(1) から (3) までの効率的で公平・公正な審査を行います。

岸本  
業務管理課長

業務管理課の「岸本 奈々枝」です。  
105頁をご覧ください。

7「診療報酬支払等事業」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し被保険者に適切な保険給付を行うため、診療報酬支払業務をはじめとする(1) から (9) までの業務を実施します。

(10) の「後期高齢者医療請求支払システムのクラウドリフト」では、令和8年1月以降のクラウドリフトに向け、準備を進めてまいります。

植木  
企画電算課長

企画電算課の「植木 覚」です。

次に、8「保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」では、保険者が行う事務の効率化を図るため、

(1) から (6) までの業務を引き続き実施し、  
また、新たに、(7)「レセプトデータを活用した医療費分析用資料の提供」、

(8)「予防接種費用決済事務のデジタル化に向けた準備」を進めてまいります。

106頁をお開きください。

9「国保保険者標準事務処理事業」では、国保保険者事務の広域化及び効率化を支援するため、(1) から (3) までの事業を実施します。

翁長  
介護福祉課長

介護福祉課の「翁長 明広」です。

10「介護保険関係事業」では、審査支払業務を適正に実施するとともに介護保険者の事務を支援するため、(1) から (9) までの業務を実施します。

特に（５）「介護給付適正化対策支援の実施」では、介護給付適正化への支援として、介護給付費明細書の点検業務を実施いたします。

１１「障害者総合支援法関係事業」では、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速的確に実施するとともに、共同処理業務により市町村業務の軽減を図るため、（１）から（４）までの業務を実施します。

喜友名  
保険者支援  
課長

107 頁をご覧ください。

１２「母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的に市町村が実施する母子保健事業を支援するため、（１）の審査支払業務を実施します。

植木  
企画電算課長

次に、１３「医療費助成事業」では、こどもの健全な育成、母子家庭等の福祉の向上、重度心身障害者の保健の向上を目的に、（１）から（３）までの事業を実施して、市町村の医療費助成事業を支援します。

奥原  
総務課長

次に１４「県との連携事業」では、沖縄県全体の国民健康保険事業の充実強化を目的とした県との連携事業として、（１）、（２）の事業を実施します。

続いて１５「新会館建築に関すること」では、（１）新会館建築基本構想・基本計画の策定及び（２）民間活力導入可能性調査を実施します。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
質疑がありましたら、よろしく願いします。

< 進行の声あり >

議 長

お諮りいたします。  
議案第２２号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議長

ご異議なしと認めます。  
よって、本件は可決されました。

次は、議案第23号から第32号までを一括議題とします。  
事務局から説明してください。

稲嶺  
事務局次長

それでは、108頁をお開きください。  
議案第23号 令和7年度財産の処分について、

1の財政積立金「1,432万6千円」の処分は、健康啓発事業等の経費に充てるための処分です。

2の施設及び電算機器等設備積立金の処分は、会館修繕及び業務用PC更改の経費に充てるための処分です。

3のICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分及び  
109頁の

4の減価償却積立引当資産の処分は、各事業において国保中央会へのシステム運用費用などの支払及びシステム機器更改等の経費に充てるための処分です。

111頁をお開きください。

議案第24号は、「新会館建築準備資金積立金規則第4条に基づき、新会館建築準備資金の積立額及び各会計配分額を決めるため」のもので  
す。

令和7年度は「9,500万円」を積立ってます。なお、この新会館建築準備資金積立金の上限額は6億7,000万円と定めておりますので、今回の積立により、約56.1%の積立率となります。

大城  
事務局次長

次に、議案第25号から議案第32号までの各会計の予算についてで  
す。

これからの説明は、資料1の説明資料によりご説明します。  
説明資料の10頁をお開きください。

会計別予算説明の前に「令和7年度 予算の総括」について、ご説明  
します。

この表は、一般会計ほか七つの特別会計の予算額の一覧表です。

一番下の全体額をご覧になっていただきますと、令和7年度予算総額は「約5,343億円」で令和6年度より「約207億円」の増となっています。

11頁をご覧ください。

上から、1は、「支払勘定の状況」の再掲。

2は、「事業費の中で支払勘定的要素の予算の状況」の再掲。

3は、「実質の事務・管理費の状況」の再掲です。

以上が令和7年度予算の概要です。

次に、各会計予算については、担当課よりご説明いたします。

それでは、12頁をお開きください。

議案第25号から第32号までの新年度予算については、増減の主なものをご説明します。

まず、議案第25号の歳入

3款 県支出金は、国保ヘルスアップ支援事業等を証明事業特別会計へ移動したこと等に伴う減額、

廃款 手数料及び医療費助成事業受入金は、医療費助成事業を証明事業特別会計へ移動したことに伴う減額です。

次に、13頁をご覧ください。

歳出

2款 総務費は、令和6年度に実施した空調機等取替工事がなくなったことによる減額、

3款 事業費は、歳入3款と同様の理由による減額、

4款 積立金は、新会館建築準備資金を当初予算で積立てることによる増額、

廃款 医療費助成支出金は、歳入廃款と同様の理由による減額です。

以上のとおり予算総額は、

「5億1,477万5千円」で、前年度より

奥原  
総務課長



川満  
審査課長

「91億9,939万8千円」の減額となっています。

14 頁をお開きください。

議案第26号「業務勘定」の歳入では、

- 1 款 手数料は、一般会計で経理していた医療費助成事業を移動してきたことによる増額、
- 2 款 分担金及び負担金は、沖縄県国保共同クラウドに参加する市町村から、ガバメントクラウド移行経費を受け入れることによる増額、
- 4 款 県支出金は、一般会計で経理していた国保ヘルスアップ支援事業を移動してきたことによる増額、
- 8 款 繰入金は、積立金の洗い替え方式が不要になったことによる減額です。

次に15 頁をご覧ください。

歳出

- 5 款 事業費は、機器更改経費及び6 項のガバメントクラウド移行経費の計上並びに7 項から9 項までを、一般会計から移動してきたことによる増額、
- 6 款 積立金は、歳入8 款と同様の理由による減額です。

以上のとおり予算総額は、

「14 億3,248 万3 千円」で、前年度より  
「8,687 万4 千円」の増額となっています。

岸本  
業務管理  
課長

16 頁をお開きください。

「国保の支払勘定」は、歳入歳出ともに、  
「1,278億2,750万2千円」で、前年度に対し0.69%の増となります。

次に「公費の支払勘定」は、歳入歳出ともに、  
「120億7,065万2千円」で前年度に対し194.61%の増で、この増は、一般会計で経理していた医療費助成事業を移動してきたことによるものです。

次に「出産育児一時金の支払勘定」は、歳入歳出ともに、「8億646万4千円」で、前年度に対し24.79%の減となります。

川満  
審査課長

17頁をご覧ください。

議案第27号、「業務勘定」の歳入では、

- 1 款 手数料は、レセプト等の取扱件数の増による増額です。
- 5 款 繰入金は、積立金の洗い替え方式が不要になったことによる減額です。

歳出では、

- 4 款 事業費は、機器更改経費等の計上による増額、
- 5 款 積立金は、歳入5款と同様の理由による減額、
- 6 款 諸支出金は、国保中央会負担金の減による減額です。

以上のとおり予算総額は、

「7億5,404万8千円」で、前年度より  
「2,434万4千円」の減額となります。

岸本  
業務管理  
課長

続いて、18頁をお開きください。

「後期の支払勘定」は、歳入歳出ともに、「1,693億1,578万1千円」で、前年度に対し4.76%の増となります。

次に、「公費の支払勘定」は、歳入歳出ともに、「7億862万8千円」で、前年度に対し37.77%の減で、この減は、新型コロナウイルス感染症公費の減額によるものです。

喜友名  
保険者支援  
課長

19頁をご覧ください。

議案第28号の「業務勘定」の歳入ですが、

- 6 款 繰入金は、積立金の洗い替え方式が不要になったことによる減額です。

続いて歳出

- 2 款 積立金は、歳入6款と同様の理由による減額です。

翁長  
介護福祉  
課長

以上のとおり予算総額は、  
「1億5千861万8千円」で、前年度より  
「986万4千円」の減額となっております。

次に「支払勘定」は、歳入歳出ともに、「14億1,378万8千円」で、  
前年度に対し10.51%の増となります。

続いて20頁をお開きください。

議案第29号の「業務勘定」の歳入ですが、

- 5款 主治医意見書料受入金は、委託件数の増による増額、
- 8款 第三者行為損害賠償求償金受入金は、国保業務勘定で経理していた介護求償事業を移動してきたことによる増額。
- 9款 繰入金は、積立金の洗い替え方式が不要になったことによる減額です。

次に、歳出

- 5款 主治医意見書料支出金は、歳入5款と同様の理由による増額
- 7款 積立金は、歳入9款と同様の理由による減額
- 9款 第三者行為損害賠償求償金支出金は、歳入8款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、  
「4億6,215万8千円」で、前年度より  
「1,859万3千円」の減額となっています。

続いて21頁をご覧ください。

「介護の支払勘定」は、歳入歳出ともに、  
「1,277億1,810万6千円」で、前年度に対し「3.09%」の増となります。

次に「公費の支払勘定」は、歳入歳出ともに  
「26億1,454万6千円」で、前年度に対し「0.07%」の増となります。

22頁をお開きください。

議案第30号の「業務勘定」の歳入ですが、

- 1款 手数料は、取扱件数の増による増額、
- 4款 繰入金は、積立金の洗い替え方式が不要になったことによる減

額です。

次に、歳出

3款 積立金は、歳入4款と同様の理由による減額、

4款 諸支出金は、消費税納付金及び一般会計繰出金の増による増額  
です。

以上のとおり予算総額は、

「1億3,830万4千円」で、前年度より

「2,723万8千円」の減額となっています。

続いて「障害の支払勘定」は、歳入歳出ともに、

「865億4,676万3千円」で、前年度に対し「12.53%」の増となります。

喜友名  
保険者支援  
課長

23頁の議案第31号をご覧ください。

歳入

1款 健康診査費受入金は、沖縄県と産婦人科学会との協議により、  
妊婦検診等の単価が改定となったため、前年度予算に対し39.52%の増  
となっております。

続いて歳出

1款 健康診査費支出金は、歳入1款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、

「18億4,582万7千円」で、前年度より

「5億1,665万5千円」の増額となっております。

奥原  
総務課長

次に、議案第32号をご覧ください。

歳入

2款 委託料は、医療連携NW運用経費を収益事業特別会計で経理する  
ことに伴う増額です。

歳出

1款 事業費は、歳入1款と同様の理由及び駐車場費を集約したこと  
に伴う増額です。

以上のとおり予算総額は、

「867万円」で、前年度より

「34万5千円」の増額となっています。

以上が、令和7年度の歳入歳出予算でございます。

また、複式簿記による令和7年度収支予算書を資料4として配布しておりますので、後ほどご覧ください。

よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

宜野座村  
當眞村長

宜野座村長の當眞です。ガバメントクラウドへの移行について、少し取組状況を教えていただきたいです。各市町村ではガバメントクラウドへの移行ということでかなり負担が増えています。国保連合会で何らかの対応や補助事業などが出来るのか教えていただきたい。また、他の都道府県の連合会などと連携して、ランニングコストの問題などの話し合いがあるのかどうかということも教えていただきたいと思います。

植木  
企画電算  
課長

まず、ガバメントクラウド移行の連合会の支援としましては、現在6市町村が国保のクラウドとして一つにまとまっています。これをガバメントクラウドへ移行するという支援をしまして、申し訳ないのですが、全市町村のご支援は行っていない状況でございます。

また、連合会として支援できるかということですが、申し訳ございませんが、現在支援させていただいている国保共同クラウドの市町村に関しては支援をさせて頂いているところでございます。各連合会との連携については、連携は密にしまして、色々な情報を収集しているところですが、私たちも情報不足でなかなか最新の情報がなく四苦八苦しているところでございます。

以上でございます。

高良  
常務理事

連合会のガバメントクラウドについては、連合会はガバメントというよりクラウドにリフトアップしていますが、各市町村はお金がかかっているという情報は得ております。

連合会で広域的な事業を展開したいと思っていますので、ご要望があれば、どんどん連合会としては受けていきたいと思っています。

また、連合会の中のクラウドリフトについては、非常にお金がかかるという事で全国と話し合っ、国の補助金を得ようという事で毎年、数十億のお金を、補助をいただいてクラウドリフト化を図っておりますので、出来るだけ市町村の負担を軽減できるように努めて参りますので、ご理解の程よろしくお願ひします。

議 長

お諮りいたします。  
議案第23号から第32号まで、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、ただいまの10件は可決されました。  
次は議案第33号「役員を選任について」を議題とします。  
事務局から説明してください。

大城  
事務局長

それでは、議案書に戻ります。  
209頁をお開きください。  
議案第33号について、  
本会役員であります理事及び監事の任期が、今年の3月31日までとなっております。

本会役員選任規則では、各推薦団体から推薦のあった者を総会で選任することとなっており、表のとおり各団体から推薦がございました。

なお、理事長、副理事長、常務理事は、理事が互選することとなっており、書面評決による理事会を開催し決定していく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いします。

<進行の声>

議 長 それではお諮りします。

議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は可決されました。

以上で、すべての審議が終了いたしました。

これで、議長の任を終了させていただきます。

皆様のご協力、ありがとうございました。

司 会 当山町長、誠にありがとうございました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。ここで本会事務局長の  
大城博之より、「新会館建築に関する進捗状況の報告」がございます。

大城  
事務局長

<新会館建築に関する進捗報告>

司 会

これをもちまして、令和6年度第2回通常総会の全日程を終了いたし  
ます。

ありがとうございました。

<閉 会>

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第18条の規定により、ここに署名する。

嘉手納町長

常山 宏

---



### 令和6年度第2回通常総会出席者名簿

沖縄県国民健康保険団体連合会

	市町村長名	本人	書面	代理	欠席	代理人		市町村長名	本人	書面	代理	欠席	代理人
	那覇市 知念 覚	○						豊見城市 徳元 次人		○			
	うるま市 中村 正人	○						八重瀬町 新垣 安弘		○			
	沖縄市 花城 大輔	○						与那原町 照屋 勉	○				
	宜野湾市 佐喜真 淳	○						南風原町 赤嶺 正之	○				
	宮古島市 嘉数 登	○						久米島町 桃原 秀雄	○				
	石垣市 中山 義隆	○						波嘉敷村 新里 武広	○				
	浦添市 松本 哲治	○						座間味村 宮里 哲				○	
	名護市 渡具知 武豊	○						粟国村 上原 一宏	○				
	糸満市 當銘 真栄	○						渡名喜村 比嘉 朗	○				
	国頭村 知花 靖	○						南大東村 新垣 利治	○				
	大宜味村 友寄 景善	○						北大東村 鬼塚 三典	○				
	東 村 當山 全伸	○						伊平屋村 名嘉 律夫	○				
	今帰仁村 久田 浩也	○						伊是名村 奥間 守	○				
	本部町 平良 武康	○						多良間村 伊良皆 光夫	○				
	恩納村 長浜 善巳				○			竹富町 前泊 正人		○			
	宜野座村 當真 淳	○						与那国町 糸数 健一	○				
	金武町 仲間 一	○						南城市 古謝 景春		○			
	伊江村 名城 政英			○		副村長 内間 常喜		医師国保 田名 毅		○			
	読谷村 石嶺 傳實	○						沖縄県 玉城 康裕		○			
	嘉手納町 當山 宏	○											
	北谷町 渡久地 政志	○											
	北中城村 比嘉 孝則	○											
	中城村 比嘉 麻乃	○											
	西原町 崎原 盛秀	○											

14 8 1 1

12 6 0 1

会場出席者 27人

会員数 43人

代理人

本人出席	26人
書面出席	14人
代理出席	1人
出席者合計	41人
欠席	2人

